

尼崎市訪問看護師・訪問介護員安全確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、訪問看護師・訪問介護員安全確保事業の経費にかかる補助金の交付事業（以下「補助事業」という。）等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付目的)

第2条 訪問看護師・訪問介護員（以下「訪問者等」という。）が介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護又は訪問介護（以下「訪問看護等」という。）のサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等の対策として複数名訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等に同意の依頼を行ったが同意が得られず、2人訪問加算の適用ができない場合に、加算相当額の一部を補助することで、訪問者等の安全確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「訪問看護師」とは、介護保険法に基づく訪問看護又は介護予防訪問看護サービスを提供する保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）及び看護補助者をいう。
- (2) 「2人訪問加算」とは、介護報酬上の訪問看護及び介護予防訪問看護における複数名訪問加算並びに訪問介護における2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等（平成12年3月1日老企第36号第2の2(11)及び4(10))をいう。
- (3) 「暴力行為等」とは、別表1に例示する迷惑行為等、暴力行為、器物破損行為をいう。
- (4) 「第三者」とは、利用者の主治医等の医師、利用者を担当する介護支援専門員をいう。
- (5) 「おそれがある」とは、暴力行為等（別表1に例示する迷惑行為等、暴力行為、器物破損行為等）、これに類似する行為、利用者等の状況から、今後、暴力行為等を受ける可能性があると認められることをいう。

(補助要件)

第4条 補助金の交付対象となり得る者は、次の(1)から(5)の補助要件を全て満たすと市長が認めた場合とする。

- (1) 兵庫県内に事業所が所在し、尼崎市の介護保険被保険者に訪問看護等のサービスを提供する事業者。
- (2) 訪問者等の安全確保のために複数名の訪問を行わせることについて、利用者等に同意の依頼を行っているが、同意が得られず2人訪問加算の適用ができないこと。
ただし、2人訪問加算の同意を得る働きかけが困難であると認める場合は、2人訪問加算の同意依頼を行ったものとみなす。
- (3) 利用者等から訪問者等が、暴力行為等を受けている、又はそのおそれがあること。
- (4) サービス提供記録や第三者の意見など、利用者等からの暴力行為等について確認できる書類があること。
- (5) 暴力行為等の解決に向けた取組や、被害の軽減を図るための対応を行っていること。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、事業者が、当該年度に訪問を初めて行った日の属する月から当該年度の3月末までの訪問看護等のサービス提供を行った期間の範囲内とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表2に掲げる補助基準単価に市長が認めた複数名体制で実施した訪問回数を乗じた額（以下、「補助基準額」という。）の3分の2の額とする（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。ただし、当該年度予算の範囲内とする。

(交付申請にかかる事前協議)

第7条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、事前協議書（様式第1号）に別表3に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に提出し、事前協議をしなければならない。

2 市長は、前項の事前協議があったときは、事前協議の内容を判定し、判定結果を事業者に連絡する。

(交付申請)

第8条 前条第2項の規定により、事業対象と判定された事業者（以下「補助対象事業者」）は、補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式2号）に別表3に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該補助事業につき審査を行い、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助対象事業者に通知する。

(補助事業の変更等)

第10条 前条により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、補助事業の変更等にかかる承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）に別表3に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助金交付額の20%以内の減額の場合についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容につき審査を行い、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、補助対象事業者に通知する。

(現況報告書の提出)

第11条 補助対象事業者は、現況報告書（様式第6号）に別表3に掲げる書類を添えて、年1回、補助対象期間（補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月から、当該年度の3月末日まで）のおおむね半期に当たる時期に市長に提出しなければならない。ただし、補助対象期間が3カ月以内の場合についてはこの限りでない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助対象事業者は、補助事業の実績報告について、補助事業等実績報告書（様式7号）に別表3に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、実績報告の内容につき審査を行い、その内容が適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、その旨を補助金額確定通知書(様式第 8 号)により、補助対象事業者に通知する。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第 9 号)に別表 3 に掲げる書類を添えて、指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の規定による適法な請求があったときは、速やかに補助対象事業者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)により補助対象事業者に通知する。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定による取消しを決定した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 19 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 27 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 補助対象となる行為の例（第 3 条関係）

暴力行為等 の内容	○迷惑行為等 ・ 迷惑行為：じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や、動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける、又は居宅内外に置く等 ・ 暴言：訪問者等への悪口、侮辱 ・ 過大なクレーム：恫喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム <u>※長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。</u> ・ ストーカー行為：つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等 ・ セクシャルハラスメント：抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等 ・ 脅迫：殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えることや、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等 ○暴力行為：素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等 ○器物破損行為：故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等
----------------------------	--

※注 暴力行為等の一部で補助対象とならない利用者等

次の利用者等の行う右に掲げる暴力行為等については、原則補助対象としない。	
補助対象とならない利用者等	補助対象とならない暴力行為等
・ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランク C（一日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する） ・ 認定調査票（基本調査）1－4（起き上がり）が「できない」 ・ 上記と同様の身体状況の者	・ 迷惑行為（じっと見つめる等、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね等） ・ 暴力行為（弱い力で叩く等） ・ 脅迫（殴る、殺す等の直接的暴力に関する脅迫に限る） ・ その他訪問者に重大な危害を及ぼさないと考えられる暴力行為等 ※その他の暴力行為等は補助対象となる

※個別の事情により、訪問者に危害を及ぼす可能性があると考えられる場合は、補助対象とする。

別表 2 補助基準単価（第 6 条関係）

サービス種別	単価	
訪問看護、介護予防訪問看護 （看護師等による複数名訪問）	30 分未満	2,540 円/回
	30 分以上	4,020 円/回
訪問看護、介護予防訪問看護 （看護師等と看護補助者による複数名訪問）	30 分未満	2,010 円/回
	30 分以上	3,170 円/回
訪問介護	20 分未満	1,630 円/回
	20 分以上 30 分未満	2,440 円/回
	30 分以上 1 時間未満	3,870 円/回

別表 3 事前協議、交付申請等に必要な書類・期日

	提出書類	期日										
事前協議 (第 7 条)	①事前協議書（様式第 1 号） ②第 4 条(1)～(5)の補助要件それぞれについて確認できる記録又は第三者が作成した意見等書類 例：サービス担当者会議録（写し）、サービス提供記録（写し）、医師による複数名訪問の指示書（写し）、複数名訪問の必要性が記載されたケアプラン（写し）等	当該年度の 4 月 1 日から当該年度 1 月末日までの間。 ※時期については、兵庫県補助協議スケジュールにより、変更する場合があります。										
交付申請 (第 8 条)	①補助金交付申請書（様式第 2 号） ②事業計画書（様式第 2 号の 2） ③その他市長が必要と認める書類	事前協議後から当該年度 1 月末日までの間で、別途決定する。										
補助事業の変更等 (第 10 条)	①補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号） ②事業計画書（変更後）（様式第 4 号の 2） ③その他市長が必要と認める書類	補助事業に変更等があった場合、速やかに提出。										
現況報告 (第 11 条)	①現況報告書（様式 6 号） ②現況報告時点での暴力行為等の状況及び事業所の対応等がそれぞれ確認できる書類 例：サービス担当者会議録（写し）、サービス提供記録（写し）、医師による複数名訪問の指示書（写し）、複数名訪問の必要性が記載されたケアプラン（写し）等	<table><tr><th colspan="2">【報告時期の例】</th></tr><tr><td>初訪問日</td><td>現況報告日</td></tr><tr><td>当該年度 4 月</td><td>当該年度 9 月中</td></tr><tr><td>当該年度 7 月</td><td>当該年度 10～11 月中</td></tr><tr><td>当該年度</td><td>当該年度</td></tr></table>	【報告時期の例】		初訪問日	現況報告日	当該年度 4 月	当該年度 9 月中	当該年度 7 月	当該年度 10～11 月中	当該年度	当該年度
【報告時期の例】												
初訪問日	現況報告日											
当該年度 4 月	当該年度 9 月中											
当該年度 7 月	当該年度 10～11 月中											
当該年度	当該年度											

		10 月	12 月中
		当該年度 1 月	提出不要
実績報告 (第 12 条)	①補助事業等実績報告書（様式第 7 号） ②事業実績報告書（様式第 7 号の 2） ③事業実績報告内訳書（様式第 7 号の 3） ④居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書（写し） ※補助対象となった訪問において介護給付費を請求したすべての月。 ⑤訪問者等の資格者証（写し） ⑥その他市長が必要と認める書類	補助事業完了後、速やかに提出。 当該年度 3 月末までサービス提供を行った場合は、翌年度の 4 月 10 日まで。	
補助金の請求 (第 14 条)	①補助金請求書（様式第 9 号） ②振込先通帳（写し）	交付額確定後、速やかに提出。 当該年度 3 月末までサービス提供を行った場合は、翌年度の 4 月 20 日まで。	